

## ■各地区公民館

町内の団体が主として行う活動のために必要な施設を継続使用する場合は、引き続き無料で使用できます。

使用時間については「午前」「午後」「夜間」の3区分から「1時間毎」の料金へと変更となり、別途料金としていた冬期間の暖房料が廃止となりました。

また、4月より各公民館に自由に入出りできる「一般開館時間」について、9時から18時までとなります。なお、使用申請に基づく利用は、開館時間に限らず21時まで利用できます。

### ・追分公民館使用料

使用する室	使用料（1時間）
集会室	1,600円
第1研修室A・B	1室 200円
中ホールA・B・C	1室 200円
視聴覚室	200円
和室A	100円
和室B	100円
控室	200円
調理実習室	300円
児童室	200円

### ・安平公民館使用料

使用する室	使用料（1時間）
多目的ホール	300円
中集会室	100円
大会議室	100円
中会議室	100円
研修室1	100円
研修室2（和室）	100円
調理実習室	100円

### ・早来公民館使用料

使用する室	使用料（1時間）
体育館	1,500円
調理室	200円
研修スペース	300円
会議室1・2	1室 300円
居室（2人用）	1室 100円
居室（4人用）	1室 100円
居室（団体宿泊）	1人1泊 3,000円

※居室（団体宿泊）は、料金減免対象外ですが、宿泊の当日または翌日に他の町内公共施設使用の場合、料金が半額になります。

### ・遠浅公民館使用料

使用する室	使用料（1時間）
多目的ホール	300円
研修室	1室 100円
会議室（和室）	100円
調理室・食事室	100円

## ■スポーツセンター貸切使用料と公民館使用料の増額や減免について（一部抜粋）

- ・営利を目的とした使用をする場合 2倍
- ・社会教育関係団体と認めるものが使用する場合 50%減免  
※スポーツセンターは対象外となります。
- ・町内の団体が主として行う活動のために必要な施設を使用する場合 100%減免

問合せ 教育委員会事務局社会教育グループ ☎ 297036